

## 諫早湾干拓堤防自家用電気工作物保安管理業務委託に関する競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 12 日

長崎県県央振興局長 大塚 英樹

### 1 一般競争入札に付する事項

委託業務番号 8千第03号

委託業務の名称 講早湾干拓堤防自家用電気工作物保安管理業務委託

履行場所 講早市高来町、雲仙市吾妻町

### 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) この告示の日の前日において、競争入札に付する事項に関し、1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から落札決定の日までの間ににおいて、指名停止又は指名除外の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日以前6ヶ月から落札決定の日までの間ににおいて、電子交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 落札決定の日までの間ににおいて、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、競争入札参加資格審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）
- (9) この告示の日から落札決定の日までの間ににおいて、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

### 3 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間ににおいて以下の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条第2項、第52条の2並びに電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件等に関する告示(平成15年経済産業省告示第249号)の要件に該当する事業者で、県内に営業所（個人にあっては事務所）を持ち、審査基準日（令和7年4月1日）の前日において5年以上の自家用電気工作物の保安管理業務の実績を有する者であること。
- (2) 建物の最大需要電力が500kW以上の需要設備がある自家用電気工作物保安管理業務委託の実績が過去10年以内においてある者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）を適切に提出した者であること。

#### 4 競争入札参加者の資格及び審査

(1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、3及び(2)に掲げる事項について審査し、決定する。

##### (2) 審査事項

ア 年間売上高

イ 営業年数

ウ 従業員数

エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）

ただし、長崎県建設工事入札参加資格格付要綱に基づく入札参加資格を有する者については、上記審査を省略する。

#### 5 資格審査申請の時期

令和8年2月13日（金）から令和8年2月27日（金）までの間（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

#### 6 資格審査申請の方法

##### (1) 申請書類

資格審査申請書に次の書類を添え提出すること。

ただし、長崎県建設工事入札参加資格者を有する者については、資格審査申請書の2.財務関係明細書、3.営業概要書及び、下記のうち、ア～エに掲げる書類については提出を要しない。

ア 法人にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

イ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登録制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 長崎県税に関し未納がないことを証する証明書（県外に事務所又は事業所を有すること等により同県税が課税されていない者にあっては、主たる事務所又は事業所の都道府県税について未納の税額がないことの証明書をいう）

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税について未納がないことを証する証明書

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 委任状（様式第3号）（権限を支社（店）長等に委任する場合）

ク 口座振替申込書（様式第4号）（入札後、落札者のみ契約書等とともに提出）

ケ 「3 競争入札に参加する者に必要な資格」(1)の5年以上の保安管理業務委託及び(2)の最大需要電力500KW以上の需要設備の保安管理業務委託の実績は、契約書等で確認を行うので写しを添付すること。

ケ 技術職員名簿（様式第7号）

保安業務担当者になる要件を満たす職員についてのみ記載する。

添付書類アからエまでは原本又は写しとし、参加資格申請日より直近3か月以内に取得したものに限る。

##### (2) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語の記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

##### (3) 申請書等の入手方法

競争入札参加資格審査申請書等は、この告示の日から長崎県土木部ホームページの入札情報サービスポータルサイト及び長崎県ホームページにより入手すること。

長崎県土木部ホームページ入札情報サービスポータルサイト

<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

長崎県ホームページ

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsujoho/gyomuitaku/index.html>

(4) 申請書の提出場所及び提出方法

申請書類の提出については、5に示す期日までに以下の場所に持参により2部（正本1部及び写し1部）を提出すること。

長崎県県央振興局 管理部 総務課 経理班

住所 〒854-0071 謙早市永昌東町25番8号

電話 0957-22-0010

FAX 0957-23-6035

(5) 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

7 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第5号）により令和8年3月6日（金）までに通知（原則として郵送）する。

8 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から令和8年3月31日までとする。

9 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第6号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 使用印鑑

(5) 委任事項

(6) 金融機関取引口座

(7) 電話番号

10 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) その他、資格要件に該当しないことが判明した場合、当該資格を取り消す。

(4) 競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないとときは、当該資格者にその旨を通知する。